

平成29年8月2日

平成29年鳥羽市議会会議
提出議案

鳥羽市長

議案第13号

鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例の制定について
鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

平成29年 8月 2日 提 出

平成29年 月 日

鳥羽市長 中村欣一郎

提案理由

地方自治法第244条の2の規定に基づき、鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関し必要な事項を定めたく、本提案とするものである。

鳥羽市立海の博物館の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2及び博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき、博物館の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料（以下「博物館資料」という。）を収集し、保管し、及び展示して一般公衆の利用に供するとともに、教育、学術及び文化の発展に寄与するため、鳥羽市立海の博物館（以下「博物館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第3条 博物館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鳥羽市立海の博物館	鳥羽市浦村町1731番地68

(事業)

第4条 博物館は、次の事業を行うものとする。

- (1) 博物館資料の収集、保存及び管理に関すること。
- (2) 博物館資料に係る調査研究及び情報発信に関すること。
- (3) 博物館資料等の展示公開に関すること。
- (4) 生涯学習に対応した講演会、講座等の開催に関すること。
- (5) 他の博物館との連携に関すること。
- (6) 飲食物の提供及び物品等の販売に関すること。
- (7) 本市の主要な産業である水産業及び観光業の振興を目的とする事業
- (8) アート（文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）前文に規定する文化芸術をいう。）の振興を目的とする事業
- (9) その他鳥羽市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業

(職員)

第5条 教育委員会は、博物館に館長、学芸員その他必要な職員を置く。

(開館時間)

第6条 博物館の開館時間は、別表第1に定めるものとする。ただし、入館時間は、閉館の30分前までとする。

2 教育委員会が必要と認めたときは、前項の時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 博物館の休館日は、別表第2に定めるとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(入館料)

第8条 博物館に入館しようとする者（以下「入館者」という。）は、別表第3に定める入館料を納付しなければならない。

(会議室等の使用)

第9条 教育委員会は、第2条の設置目的及び第4条の事業に支障のない範囲内において、会議室、体験学習室、特別展示室、映像ホール及びギャラリー（以下「会議室等」という。）の使用を許可することができる。

2 前項の規定により、会議室等を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可を受けた者は、別表第4に定める使用料を直ちに納付しなければならない。

4 官公署が使用する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、別に納付期限を定めることができるものとする。

(博物館資料の特別利用)

第10条 学術研究等のため、博物館資料の特別利用（撮影、模写、模造、熟覧、画像資料の使用又は映像資料の使用をいう。）をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けた者は、別表第5に定める使用料を納付しなければならない。

(博物館資料の館外貸出し)

第11条 博物館資料の館外貸出し(以下「館外貸出し」という。)は、原則として行わないものとする。ただし、次に掲げるものは、館外貸出しを受けることができる。

- (1) 国立の博物館、法第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定されたもの
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館
- (4) 国立の図書館及び図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 館外貸出しを受けようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(入館料及び使用料の減免)

第12条 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、入館料及び使用料(以下「入館料等」という。)を減額又は免除することができる。

(入館料等の還付)

第13条 既納の入館料等は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(入館及び使用の制限)

第14条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、博物館への入館を拒否し、若しくは退館を命じ、又は第9条第1項及び第10条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公安、風俗その他公益を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- (3) 暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
- (4) その他教育委員会において管理上支障があると認めるとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第15条 第9条第1項及び第10条第1項の規定により許可を受けた者（以下「使用者」という。）はその権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（許可の取消し等）

第16条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可の条件を変更し、又は使用若しくは利用を停止し、若しくは許可を取り消すことができる。

（1） この条例又はこの条例に基づく教育委員会規則に違反したとき。

（2） 許可の条件に違反したとき。

（3） 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

（4） その他教育委員会において特に必要があると認めるとき。

（原状回復の義務）

第17条 使用者は、その使用若しくは利用を終了したとき又は前条の規定により使用若しくは利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、使用者からその費用を徴収する。

（損害賠償）

第18条 入館者及び使用者（以下「入館者等」という。）は、使用若しくは利用中に資料、建物、附属設備等を損傷又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全額又は一部を免除することができる。

（博物館運営協議会）

第19条 博物館の運営に関し協議するとともに、教育委員会に対して意見を述べる機関として、教育委員会に鳥羽市立海の博物館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、知識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

3 協議会の委員の定数は、14人以内とする。

4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(指定管理者による管理)

第20条 博物館の管理は、鳥羽市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第3号）の定めるところにより、法人その他団体であつて教育委員会が指定する者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第4条に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 博物館の施設（附属設備、備品等を含む。）の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、その他教育委員会が必要と認める業務

3 第1項の規定により、博物館の管理を指定管理者に行わせる場合のこの条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第5条、第9条から第14条まで、第16条及び第17条	教育委員会	指定管理者
第6条第2項及び第7条	教育委員会が必要と認めたときは	指定管理者が必要と認めたときは、教育委員会の承認を得て
第18条	教育委員会	教育委員会及び指定管理者

(利用料金の收受等)

第21条 前条第1項の規定により博物館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、当該指定管理者に博物館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項の場合においては、第8条から第10条までの規定にかかわらず、入館者等は、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

3 前項に規定する利用料金の額は、別表第3から別表第5までに規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の許可を得て定めるものとする。

4 第12条及び第13条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第12条（見出しを含む。）中「入館料及び使用料」とあるのは「利用料金」と、第13条（見出しを含む。）中「入館料等」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（委任）

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年10月3日から施行する。

別表第1（第6条関係）

期間	開館時間
毎年3月1日から同年11月末日まで	午前9時から午後5時まで
毎年12月1日から翌年2月末日まで	午前9時から午後4時30分まで

別表第2（第7条関係）

休館日
毎年6月26日から同月末日まで及び毎年12月26日から同月30日まで

別表第3（第8条関係）

区分	一般	学生
個人	800円	400円
20人以上100人未満の団体（1人につき）	720円	320円
100人以上の団体（1人につき）	640円	280円
備考		
1 「一般」とは、学生及び小学校就学前子ども以外の者をいう。		
2 「学生」とは、大学、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、中学校、小学校その他これらに準ずる学校に在学する者をいう。		
3 小学校就学前子どもの入館料は、無料とする。		
4 障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを事前に提示した者及びこれらの者に同行する介護者の入館料は、半額とする。		

別表第4（第9条関係）

時間区分	午前	午後	全日
	9:00～ 12:00	13:00～ 16:30	9:00～ 16:30
使用区分			
会議室	2,000円	2,000円	3,500円
体験学習室	3,000円	3,000円	5,000円
特別展示室	3,000円	3,000円	5,000円
映像ホール	2,000円	2,000円	3,500円
ギャラリー	3,000円	3,000円	5,000円
備考			
<p>1 冷暖房設備使用料は、使用区分毎に、午前及び午後の時間区分それぞれ1回につき700円（全日は2回分）とする。</p> <p>2 体験学習室の機器は、ガス台、ガスオーブン及びガス炊飯器とし、その使用料は、使用区分毎に、午前及び午後の時間区分それぞれ1回につき1,000円（全日は2回分）とする。</p> <p>3 映像ホールの機器は、プロジェクター及び音響機器とし、その使用料は、使用区分毎に、午前及び午後の時間区分それぞれ1回につき2,000円（全日は2回分）とする。</p> <p>4 使用者が観覧料、受講料その他これらに類するものを徴収する場合は、その使用料（冷暖房設備使用料及び機器使用料を含む。）の2倍に相当する額とする。</p>			

別表第5（第10条関係）

区分	使用料（1点について1回につき）
撮影、模写、模造、熟覧	2,000円
画像資料の使用	5,000円
映像資料の使用	20,000円